

徳島県立池田支援学校美馬分校生徒募集選抜実施要領

第1 募 集

- 1 修業年限 3年
- 2 募集定員 普通科 若干名



3 出願資格

出願資格者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する知的障害者とする。

- (1) 令和7年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 受付期間

入学願書等の受付期間は、令和7年1月29日(水)から1月31日(金)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時までとし、受付最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月31日(金)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

- 2 出 願 先 徳島県立池田支援学校美馬分校
〒771-2106 美馬市美馬町字大宮西100-4
電話 0883-55-2237

3 出願に必要な書類

- (1) 入 学 願 書 所定の用紙に必要事項を記載したもの
- (2) 調 査 書 所定の用紙を使用し、出身中学校長が作成したもの
- (3) 証 明 書 「知的障害者」を証明する医師の診断書若しくはそれに準ずるもの(療育手帳の写し等)
- (4) 受 検 票 所定の用紙に必要事項を記載したもの 写真貼付
- (5) 選抜結果通知用封筒 所定の封筒に住所・氏名等を表記し、460円分の切手(令和6年10月1日からの料金改定を適用した金額を掲載。それ以降に料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手)を貼付したもの